

# 随意契約締結状況

令和2年12月分

契約に係る物品等又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	契約締結の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1 患者監視装置一式(送信機・BSM)5式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和2年12月1日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	7,040,000 円	入札を行ったが落札業者がなかったため、最低価格業者と交渉を行い、予定価格内にて随意契約とした。(日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
2 電子カルテシステムの診療科追加対応改修作業	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和2年12月9日	日本電気株式会社 長崎支店 長崎市万才町7-1	1,254,000 円	電子カルテシステムの保守業者であり、当該システムに対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	契約金額が200万円をこえないため、契約書の作成を省略。
3 汎用人工呼吸器2式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和2年12月1日	株式会社キシヤ 長崎営業所 長崎市西山4丁目-468-1	9,615,100 円	入札を行ったが落札業者がなかったため。当院は新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定されており、当該機器は新型コロナウイルスの診療で必要とされるが、既存機器について台数が不足している点と、既存機器の機能では設備的な問題で患者受け入れに支障をきたすことが予測された。長崎県内で感染拡大している時期でもあり、再入札することで納入が遅延し、診療に支障をきたさないようにするため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当する、として見積もり合わせによる随意契約とした。(日本赤十字社会計規則第36条3項)	